

特別養子縁組に対する実親の同意時期に関する考察

ドイツ民法の立法理由を手がかりとして

Wann die Einwilligung in die Adoption von
den Eltern des Kindes erteilt werden kann? :

Vergleich der japanischen Diskussion zur Begründung vom BGB

奥 田 安 弘^{*}

目 次

- . はじめに
- . ドイツ民法1747条2項前段
 - 1 . 立法の変遷と改正理由
 - 2 . 学説の状況
- . わが国の議論と実務
 - 1 . 民法817条の6本文をめぐる議論
 - 2 . 同意に関連する事例
 - 3 . 厚労省の通知
- . おわりに

I. はじめに

わが国の養子法は、特別養子縁組について、実父母の同意を要件とするが（民法817条の6本文）、同意をすべき時期については、明文で規定していない。むろん子の出生前の同意は、無効と解されるが、それ以上に議論を深めることは、あまりなされてこなかったように思われる。

* 所員・中央大学法科大学院教授

ところが、わが国において、養子縁組あっせんを規律する法が不十分であるとして、筆者もメンバーとして加わる養子縁組あっせん法勉強会が2012年10月に立法試案を公表したところ¹⁾、子の出生後3か月まで養子縁組あっせんに対する実親などの同意を得ることができない旨の規定について²⁾、民間あっせん事業者から強い反対の声が挙がった³⁾。我々は、実親(とくに実母)の同意が不十分な形でなされ、同意の撤回により試験養育を終了せざるを得ない事態となった場合、子に著しい不利益が及ぶことを懸念し⁴⁾、実親の同意はとくに慎重に得るべきであると考えていたので、この反対の声は想定外であった。

しかし、現場では、子の出生前に実親から養子縁組の同意を得ることさえ、頻繁に行われているようであり、また厚労省もこれを推奨していることを知り、改めて実親の同意時期を深く研究する必要があると考えるに至った。むろん養子縁組あっせんに対する同意と養子縁組自体に対する同意は、明確に区別すべきであるが⁵⁾、養子縁組に対する同意を前提として、あっせんに対する同意もなされるのであるから、以下では、便宜上、養子縁組に対する同意を中心に考察する。

比較の対象とするのは、ドイツ民法1747条2項前段である。そこでは、子の出生から8週間を経過するまでは、実親が同意をすることができない

1) 奥田安弘 = 高倉正樹 = 遠山清彦 = 鈴木博人 = 野田聖子『養子縁組あっせん立法試案の解説と資料』(日本加除出版, 2012年)。

2) 「児童相談所または民間あっせん機関は、児童の出生後3月を経過するまでは、父母などの同意を得ることができない」(29条4項)。29条全体およびその解説については、奥田ほか・前掲注1) 99頁以下参照。

3) 2013年4月17日衆議院第一議員会館会議室における公聴会。毎日新聞2013年8月18日朝刊も参照。

4) 試案では、実親の同意の撤回などがあつた場合は、あっせん機関が児童の返還を求め、その後、実親への引渡し、児童福祉法上の要保護児童の通告など、適切な措置を講じるよう義務づけている(32条)。本条の解説については、奥田ほか・前掲注1) 106頁以下参照。

5) 奥田ほか・前掲注1) 15頁参照。さらに後述 も参照。

旨が明文で規定されているが、ドイツ民法の制定当初は、かような規定が存在せず、また同意の制限期間も、以前は3か月とされていた。そこで、まずドイツ民法において同意の制限期間が設けられた理由、および期間を3か月から8週間に短縮した理由を明らかにしたい。

つぎに、わが国において特別養子縁組が導入された頃の議論、その後の解釈論および立法論、実親の同意が不十分であったと思われる事案、現場の声を反映した厚労省の通知などを分析し、その問題点を考察する。そして最後に、我々の養子縁組あっせん法試案に戻り、実親の同意時期の制限および関連規定を検証し、今後の改訂に向けた私見を展開したい。

II. ドイツ民法1747条2項前段

1. 立法の変遷と改正理由

ドイツ民法1747条は、1900年の施行当時は、わが国の民法817条の6と同様に、父母の同意を要件とするだけであったが⁶⁾、1962年の改正により、子の出生から3か月を経過するまでは、同意をすることができない旨の規定が設けられた(1747条2項⁷⁾)。

法制委員会(Rechtsausschuß)の報告書によれば、その立法理由は、次のとおりである⁸⁾。「1747条2項によれば、子が満3か月になったら、初めて父母は、〔養子縁組に対する 奥田注〕同意をすることができる。これにより、法制委員会は、家族・青少年問題委員会の提案に従った。実務においては、母は、少なからぬ事例において、非嫡出子を産んだという驚きから、性急に子を手放し、養子縁組に同意してしまう。しかし、数週間すれば、多くの場合、子との間に新しい絆が生まれ、自分のしたことを後悔する。それゆえ、母の利益および子の保護のために、一定の熟慮期間

6) 1. Januar 1900: Erstes Gesetz vom 18. August 1896, Art. 1 des Zweiten Gesetzes vom 18. August 1896.

7) 1. Januar 1962: Artt. 1 Nr. 20, 19 Nr. IV des Gesetzes vom 11. August 1961.

8) BT-Drucks. 3/2812zu, S. 7.

が設けられるべきである。」

ここでは、熟慮期間を設けた理由は、母の利益および子の保護の両方から根拠づけられている。しかし、熟慮期間を3か月とした理由は述べられていない。そして、1977年の改正により、この熟慮期間は短縮された⁹⁾。しかも当初の政府草案では、6週間とされていたが¹⁰⁾、その後、連邦議会において、8週間とされた¹¹⁾。

政府草案の理由書は、まず総論において、子の出生前における同意を認める提案があったことを紹介する¹²⁾。「子の養子縁組に対する父母の同意、とくに非嫡出子の母の同意は、子の出生前でも可能にすべきであるという提案がある。これにより、間もなく生まれる子に対する母の責任を免除し、新しい父母による養子縁組を確保し、望まれない子の中絶を減少させるべきであるというのである。」

しかし、この提案は、次のような理由から退けられた¹³⁾。「民法草案1747条3項によれば、父母の同意は、子が満6週間になったら、初めて表示することができる。子の出生前の表示を認めることは、実際上の必要性を見出すことができないし、これに伴う弊害を看過することはできない。養子縁組に対する出生前の同意を認めなくても、とくに孤立した母については、出生前のカウンセリングを改善することが可能である。このカウンセリングは、出生後の養子縁組の計画を含むことができるし、また含むべきである。しかし、カウンセリングは、新しい父母による養子縁組に対する母の同意を得ることだけを目的とすべきではない。むしろ本当に、将来に向けて母としての義務を履行する意思がないのか否かも検証すべきである。そのためには、母に財政的支援および助言が与えられるべきである。」

ここでは、養子縁組に対する同意 (Einwilligung) とカウンセリング

9) 1. Januar 1977: Art. 1 Nr. 1, 12 § 10 Abs. 1 des Gesetzes vom 2. Juli 1976.

10) BT-Drucks. 7/3061, S. 4.

11) BT-Drucks. 7/5087, S. 6.

12) BT-Drucks. 7/3061, S. 20.

13) Ebenda.

(Beratung) が明確に区別されている。すなわち、出生前からカウンセリングを開始するのであれば、その際に養子縁組に対する同意も得てしまえばよいと思われるかもしれないが、最終的な同意は、子の出生後6週間を経過するまで待つべきであるというのである。

つぎに各論では、前述の1962年改正の理由を紹介した後、熟慮期間を3か月から6週間に短縮する理由を次のとおり説明する¹⁴⁾。「子の利益を守るため、あまり長くない程度に熟慮期間を設ける理由は、引き続き存在する。他方において、医学的見地からは、施設に措置された子の新生児段階での弊害は早く始まるから、3か月という期間は長すぎるという主張があり、期間の短縮が求められている……」。

「以上のように、非嫡出子の母を性急な同意から守るという要請が一方にあり、他方において、できるだけ早く新しい家族に引き渡すべきであるという子の福祉の要請があり、両者は対立する。それゆえ、草案は、父母の保護期間を6週間に短縮することを提案する。6週間という期間は、欧州養子縁組条約(5条4項)と一致する。この期間は、とくに母が産んだ子を保持したいか否かを熟慮して決めるには、十分と思われる……」。

ここでは、比較的長い熟慮期間を設けることは、実母の利益とされ、熟慮期間を短くすることは、子の利益とされている。そして、結局のところ、熟慮期間を6週間とした理由としては、欧州養子縁組条約が挙げられている。

しかし、連邦議会において、熟慮期間は、8週間に修正された。法制委員会は、その理由を次のとおり説明する¹⁵⁾。「委員会は、政府草案が提案する3項前段を基本的に受け入れるが、保護期間を8週間に延ばすことを勧告する。これは、青少年・家族・保健委員会が存続を主張する現行法上の3か月という期間、および政府草案が提案する6週間という期間の中間

14) BT-Drucks. 7/3061, S. 37 f. なお、該当箇所の翻訳としては、大森政輔 = 南敏文 = 高柳輝雄「西ドイツの『養子縁組に関する法律』連邦政府草案の立法理由(抄)(1)」ジュリスト782号65頁(1983年)があるが、訳文に疑問がある。

15) BT-Drucks. 7/5087, S. 11 f.

をとっている。」

「熟慮期間は、父母、とくに非嫡出子の母が性急に子を手放すことを防ぐのに役立つ。そのためには、なるべく長い期間を定めたほうがよい。なぜなら、経験上、とくに非嫡出子の若い母は、出産後すぐ、あるいは妊娠中も、特別な精神的負担に晒されているからである。自分の父母および子の父が子を養子に出すよう圧力をかけることも稀ではない。最初の頃は、母の生活環境がどのようになるのかも、まだ分からないことが多い。このような状況において、母が出産後すぐに子の運命について冷静な判断を下すことは、ほとんど不可能である。母が落ち着いてくるのは、おおむね子の出生後3か月と言われている。」

「父母、とくに非嫡出子の若い母は、長く子と暮らすうちに、子との真の絆が芽生え、子を手許に置きたいと願うことが多いという経験からも、比較的長い期間が根拠づけられる。この経験則は、養子縁組あっせん法案のために、青少年・家庭・保健委員会が1975年11月24日の第61会期において実施した専門家証言……によっても、改めて確認された。この観点は、とくに重要と思われる。なぜなら、この分野における国家的保護の最も重要な目的は、父母ないし非嫡出子の母と子が一緒に暮らせるようにすることであるからである。」

「他方において、医学的知見……によれば、乳幼児は、少し長めに施設養育されることにより、ホスピタリズム障害が起こりやすいとされる。また行動心理学の見地からは、子は、出生後2か月を経過した後は、養育者を変更すべきでない¹⁶⁾とされる。これらの観点は、できるだけ短い保護期間を支持する。」

「本委員会は、母性保護法に規定された期間にならい、8週間という保護期間を選択するよう勧告することが、すべての観点を同等に考慮した適切な対立解消方法であると考え。さらに、本委員会は、養子縁組あっせん機関が今後、養子縁組あっせん法草案……5条に基づく義務に従って、

16) これは、後述 の3で紹介するアタッチメントの最近の研究とも符合する。

特別養子縁組に対する実親の同意時期に関する考察

場合により、同意の意思表示が得られる前、あるいは子の出生前にさえ、養子縁組あっせんの準備を始めるとしたら、正しい熟慮期間の設定という問題は、ほとんど意味がなくなることを念頭に置いている。」

「本委員会は、3項前段の案を勧告することにより、青少年・家族・保健委員会と同様に、今なお主張されることのある出生前の同意を認めよという要求¹⁷⁾.....を拒否する。これを導入することは、法務省の調査によれば、圧倒的多数の国および学会から推奨されておらず¹⁸⁾、政府草案の理由書に述べられた理由.....からも正当と思われない。」

以上のように、1977年改正の法制委員会の理由書は、熟慮期間の長さについて、様々な考慮を働かせている。一見したところ、現行法の3か月と政府草案の6か月の妥協を図ったにすぎないようであるが、それだけではない。出産前後の実母の状況を詳細に検討した結果、母が冷静な判断を下せるようになるのは、子の出生後3か月であるという見解を紹介し、これが子の利益にもなることを明らかにする。しかし、医学的なホスピタリズム障害および行動心理学の成果を考慮した結果、8週間という期間を設定したものと思われる。

なお、母性保護法とは、職業に従事する母の保護に関する法律のことであり¹⁹⁾、それによれば、母は、分娩から8週間を経過するまで、また早

17) 参考文献として、H.A. Stöcker, Bemerkungen zu drei Streitpunkten der Reform des Adoptionsrechts, FamRZ 1974, S. 568, 569 が引用されている。これによれば、母の保護は、子の出生前に有効に表示された養子縁組の同意について、撤回を認めれば足りるのであり、最初から無効とするのは、過剰な保護であるとされる。しかし、本文で述べたように、かような主張は、全く受け入れられていない。熟慮期間と同意の撤回の関係については、後述も参照。

18) 欧州養子縁組条約以外に、その後、ハーグ国際私法会議による国際的な養子縁組に関する子の保護および協力に関する条約(1993年採択)4条c においても、「実母の同意が必要とされる場合において、子の出生後に初めてこれが与えられたこと」の確認が子の出身国に対し求められている。Convention of 29 May 1993 on Protection of Children and Co-operation in Respect of Intercountry Adoption, available at http://www.hcch.net/index_en.php?act=conventions.text&cid=69 .

産および多胎出産の場合は、12週間を経過するまで、就業してはならないとされている(6条1項前段)。これは、上記の考慮とは別に、母が十分に回復する期間として、8週間が根拠を有することを示している。

また、その頃に並行して審理されていた養子縁組あっせん法案によれば²⁰⁾、養子縁組あっせん機関は、養子縁組あっせんが考慮されることを知らされた場合、遅滞なく準備に入ることが規定されており(5条、現行7条)²¹⁾、準備の開始が早すぎることにより、民法の熟慮期間の規定が空文化することに対する懸念が表明されている。これは、直接的に養子縁組自体の同意を得るわけではないが、養子縁組あっせんの準備が開始することにより、実親が同意を拒否しづらくなることを意味していると思われる。

さらに、政府草案の理由書が6週間という期間の根拠として挙げる1967年の欧州養子縁組条約によれば²²⁾、養子縁組に対する実母の同意は、法律に規定された期間、または規定がなければ、管轄官庁の判断により、母が出産の結果から十分に立ち直ることができることとされた期間で、子の出生から6週間未満ではない期間に与えられたものでなければ、有効と認められない(5条4項)。すなわち、6週間は、最低期間である。その報告書によれば、「4項の目的は、子の出生前あるいは身体の健康および精神的バラ

19) Gesetz zum Schutz der erwerbstätigen Mutter (Mutterschutzgesetz - MuSchG) v. 24.01.1952, BGBl. I S. 69; neugefasst durch Bekanntmachung v. 20.06.2002, BGBl. I S. 2318; zuletzt geändert durch Artikel 6 Gesetz v. 23.10.2012, BGBl. I S. 2246. なお、わが国の労働基準法65条2項も、原則として出産後8週間以内の就業を禁止している。

20) Gesetz über die Vermittlung der Annahme als Kind und über das Verbot der Vermittlung von Ersatzmüttern (Adoptionsvermittlungsgesetz - AdVermiG) v. 2.07.1976, BGBl. I S. 1762; neugefasst durch Bekanntmachung v. 22.12.2001, BGBl. 2002 I 354; zuletzt geändert durch Art. 8 Gesetz v. 10.12.2008, BGBl. I 2403.

21) 当時の草案5条については、BT-Drucks. 7/3421, S. 7.

22) European Convention on the Adoption of Children, ETS No. 58. ドイツは、1980年11月10日に批准した。

ンスを回復する前に行使された圧力の結果として、母が同意を与えた性急な養子縁組を防ぐことにある」とされている²³⁾。母が十分に回復する期間を6週間と判断したようであるが、その根拠は述べられていない。その後、2008年の改正条約5条5項においても、実質上同じ規定が置かれ、全く同じ理由が報告書に記載されている²⁴⁾。

2. 学説の状況

以上によれば、熟慮期間の長さ、および出生前の同意を認めるか否かについて、多様な見解があったことが窺われるが、ここでは、ドイツの代表的な注釈書2冊により、通説的な見解を探ることとする。いずれも、立法理由を全面的に支持しており、さらに解釈上の問題点についても、有益な見解を示している。

まず、シュタウディンガー（ライナー・フランク）によれば²⁵⁾、「8週間の期間は、父母、とくに非婚の母が性急に子を手放すことを防ぐ。非婚の母は、妊娠期間中、とくに重い精神的な負担に晒される。母が責任ある決断をするためには、子の出生後に十分な時間が必要である。もっとも、熟慮期間は、あまり長く定めることもよくない。なぜなら、養育者に対する子のアタッチメントの形成（Bindungsprozeß）は極めて早く始まり²⁶⁾、生後2～3か月には、すでに明確となるからである……。それゆえ、早く将来の父母に引き渡すことが子の利益になる。とはいえ、養子縁組あつせん機関が子をできるだけ病院から直接に見込みのある（実母が知らないことの多い）養父母の監護に委ねようとすることは、問題がないとは言えない。なぜなら、このようにして、実母は、事実上、部分的に2項前段の保

23) Explanatory Report, para. 21.

24) European Convention on the Adoption of Children (Revised), ETS No. 202; Explanatory Report, para. 37. ドイツは未署名である。

25) Staudinger/Frank BGB (2007) § 1747 Rn. 21.

26) これは、明らかに後述 の3において紹介するアタッチメントの理論と基本的に同一のことを言っていると思われる。

護を奪われることになるからである」。

ここでは、立法理由を支持するとともに、8週間という期間を養育者と子のアタッチメントの形成によって根拠づけようとしている点が注目される。さらに、1977年改正の法制委員会の理由書にあるような養子縁組あっせん機関による早すぎる準備は、より具体的に病院から養父母への直接の引渡しという形で表現されている。ここでも、「問題がないとは言えない(nicht ganz unproblematisch)」というように婉曲な表現がなされているのは、実母が子から引き離されることにより、事実上同意せざるを得ない状況に追い込まれることを考慮したからであると思われる。

つぎに、ミュンヘナー・コンメンタール(マウラー)によれば、まず立法目的について²⁷⁾、「養子縁組の同意の前に8週間という実父母の熟慮期間を設けたのは(2項前段)、子の出生直後のとくに精神的負担の重い時期に、子を手放すという重大な決断が性急に行われないうようにするためである。それゆえ、熟慮期間中に表示された同意は、無効である」。

続いて、熟慮期間の長さについては²⁸⁾、「父母が十分に熟慮し、とくに非嫡出子の母が生活環境を安定させることができるようにするためには、比較的長い期間が必要である。これに対して、子の福祉は、できるだけ早く特定の養育者とアタッチメントを持つことが求められるが……²⁹⁾、通常、養子縁組に対する同意が付与される前に、将来の養親家庭に引き渡すことは認められない……。母性保護法6条にならい、養子縁組法は、8週間という熟慮期間を導入した」。

さらに、出生前の同意については³⁰⁾、「現行法は、原則として、これを認めない。改正を求める声は、これを中絶防止の手段にしたいようである。しかし、そもそも中絶を望む女が臨月まで子を懐胎するのは、単に同意によって母としての義務を免れるか、または少なくとも将来の養親を

27) Münchener Kommentar zum BGB (Maurer), 6. Aufl. 2012, § 1747 Rn. 18.

28) Maurer, oben Fn. 27 Rn. 19.

29) Bindung をアタッチメントと訳す理由については、前述・注26) 参照。

30) Maurer, oben Fn. 27 Rn. 21.

『つなぎとめたい』という動機によるものと思われる……。この提案の真意は、親としての義務の一方的放棄の容認を目的とする。これは、養子縁組と間接的に関係するにすぎない。なぜなら、養子縁組は、手放した子の監護の選択肢の一つにすぎないからである。たしかに、出生前の養子縁組を求める声もあるが、この問題を養子縁組との関連において規定する理由は、そもそもなかった。

ここでは、熟慮期間中の同意が無効であると明言されている。また、早すぎる養子縁組あっせんについても、養子縁組に対する同意の前に子を引き渡すことを明確に否定する。さらに、出生前の同意は、問題の本質が必ずしも養子縁組と関連しないことを明らかにする。かような問題の整理は、実定法上の規定が異なるとはいえ、わが国の立法論および解釈論にとって参考になるであろう。

III．わが国の議論と実務

1．民法817条の6本文をめぐる議論

わが国において特別養子縁組が導入される際に、実親の熟慮期間の問題が意識されなかったわけではない³¹⁾。現に中間試案では、「同意の時期の制限」については、なお検討するとされていた。また、当時の研究においても、欧州養子縁組条約やドイツなどの諸外国の立法が熟慮期間の規定を置いていることは紹介されている。

しかし、結局のところ、実親の同意は要件とされたものの、時期の制限に関する規定は設けられなかった。国会の審議においても、同意時期の制限に関する質問はなされたが、次のとおり問題がすり替えられてしまった³²⁾。

31) 中川高男『第二の自然 特別養子の光芒』(一粒社, 1986年) 97頁, 122頁以下, 144頁, 262頁, 266頁参照。

32) 昭和62年9月3日参議院法務委員会, 法務省民事局内法務研究会編『改正養

千葉景子君(前略)

それから、この同意をする時期ですが、例えば、こういう問題は未婚の母であるとか、あるいは何か非常に問題のある出産の直後であるとか、こういうようなことも考えられるわけです。そうなりますと同意の時期とか状態ですね、そういうことについても一定の配慮をしなければいけないこともあるんじゃないかと思うんですが、同意の時期などについては何かこれまでに検討されたり、考えていらつしゃるようなことはございますか。

政府委員(千種秀夫君) これは典型的な場合は同意書が最初の申し立て書についてくるんでございましょうけれども、六ヶ月という試験期間がございまして、その間に十分熟慮期間といえますか、時間的な余裕があるので、結局は審判の確定するまでに同意が得られれば手続上は有効であろう、こういうふうを考えております。

したがって、それまでに撤回ということもあり得るわけでございますし、裁判所はその期間にやはりそれだけの慎重な配慮をして、同意の真意を確認するようにされると期待しておるわけです。

これは、全くの問題のすり替えである。たしかに、現行のドイツ民法では、同意が公正証書により裁判所に提出されることによって、撤回不能となるから(1750条1項・2項)、一見したところ、そのため熟慮期間を設けたかのように思われるかもしれない。しかし、かような撤回不能の規定は、1977年改正により初めて設けられたものであり、それ以前の1962年改正の際に、すでに熟慮期間の規定は設けられていた。しかも撤回不能の規定が設けられたことを理由として、熟慮期間を3か月のままにするという議論は見当たらず、結局のところ、8週間に短縮された。また1967年の欧州養子縁組条約では、同意の撤回が認められているが(5条1項³³⁾、前

子法と戸籍実務』(テイハン、1987年)407頁所収参照。

33)「養子縁組は、少なくとも以下の者の同意が与えられ、かつ撤回されなかった場合にのみ認められる」。この規定は、2008年の改正条約においても、同意権者の範囲を除き、基本的に維持されている。

述のとおり、母の同意については、最低6週間以上の熟慮期間が求められている。すなわち、同意の撤回の可否と熟慮期間の設定は、全く無関係である。さらに政府委員は、6か月（以上）の試験監護の期間があるというが、ドイツでは、養子縁組あっせん法に基づく準備の開始が民法の熟慮期間の規定を実質的に空文化することに対し、懸念が表明されていたことを想起すべきである。

それにもかかわらず、実親の同意時期の制限に関する規定は置かれなかった。ただし、解釈上、子の出生前の同意は無効とされている。たとえば、大森政輔教授によれば、「同意は子の出生後に行われるべきであって、出生前に行われた同意は、その際に養親となる者がすでに特定されている場合でも、無効である。子を自ら監護養育せず、それを養親に委ねることについての決断の表示たる実体を有する同意は、子が出生した後において、慎重熟慮のうえ行われるべきものであるからである。子が生まれた場合には特別養子縁組に同意するとの意思表示は、子が生きて出産されるか否かは不確定な将来の事実にかかるものであるから、一種の停止条件付のものとして解することができ、同意は条件に親しまない一つの例でもある」³⁴⁾。

ここでは、そもそも同意に条件を付することができないことだけでなく、「慎重熟慮のうえ」行われるべきものであることも理由とされている。それにもかかわらず、出生後の同意時期を制限する明文の規定は置かれていない点について、大森教授は、欧州養子縁組条約やドイツなどの立法例を紹介しながらも、前述の国会答弁と同様に、6か月以上の試験監護の期間があること、および特別養子縁組の審判が確定するまで同意の撤回が可能であることを理由に、「明文の規定を置かなくても、子の出生直後における同意に伴う問題の発生は、防止することができる。画一的な制限期間を設けることは、実親による適切な監護養育の期待できない子ができるだけ早く、安定した円満な家庭に引き取られることを阻害し、子の利益を著

34) 『新版注釈民法(24) 親族 親子 養子』(有斐閣, 1994年) 613頁以下〔大森政輔〕。

しく損なうことがあり得ることを考慮された結果である」という³⁵⁾。しかし、とくに同意の撤回が可能であることを理由とする点は、前述のとおり、立法論的合理性の説明として不適切である。

その後、父母の同意時期の制限について考察した研究は少ない。鈴木博人教授は、わが国の養子縁組あっせんの実態を分析した後、欧州養子縁組条約やドイツ民法のように、実親の同意を期間により制限するのではなく、子の出生後に、実親への十分なカウンセリングが行われた後に同意を得るという制度に改めるべきであり、これにより、試験監護の後に同意が撤回されるという事態を防ぐことが期待されると主張する³⁶⁾。

これは、一種のインフォームド・コンセントの導入を主張するものであり、注目に値するが、カウンセリングの義務は、むしろ養子縁組あっせん法において規定されるべき内容であり、民法に規定することが適切であるかは、疑問が残る。また、後述3のとおり、特定の養育者に対する子のアタッチメントの形成を考えれば、実親に対するカウンセリングが十分に行われたとしても、子の出生後2か月を経過しないうちに、マッチングや試験監護の手続を開始することは疑問であり、やはり実親の同意を期間により制限する必要があると思われる。

これとは全く逆に、出生前の養子縁組(胎児養子縁組)を提案する見解もある。すなわち、床谷文雄教授によれば、「出産後の不安定な状況の中で子を手放して後悔することがないように、子の出生後一定期間は養子縁組への同意を認めない国もある。それは実親(母親)の利益を保護するとともに、安易に実親から引き離されないという子の利益も保護している。しかし、わらの上からの養子の事例に見られるように、わが国では、生後すぐの子の引渡しは習俗上古くから存在する。他方、出産後の養育意思を欠く場合において、子が出生する前にした父母の同意は、現行法では効力を有しないものと考えられる。また、胎児について特別養子縁組審判をす

35) 大森・前掲注34) 614頁以下。

36) 鈴木博人「福祉制度としての養子制度 特別養子縁組の父母の同意を手がかりにして」法学新報104巻8・9号(1998年)388頁以下。

ることは想定されていない。要保護要件，養親による子の監護の状況を考慮すべき旨が定められていることから，このことは明らかである。母が（父も）分娩後の養育意思を全く欠いている場合に，胎児養子の手続をすることで，出産後養父母が自分らの子として出生届をすることができる制度を検討する価値があると考えるが，今後の課題としたい³⁷⁾。

ここで胎児養子縁組を必要とする理由は，わらの上からの養子の習俗および実父母の養育意思の欠如である。しかし，前者は，往々にして実母の意思に反するか，または意思が不確定な状況で行われてきた疑いを払拭できない。また後者は，実父母の養育意思の確認自体が極めて微妙な問題であり，たとえ家裁の審判を経るからといっても，子の出生前の判断には疑問がある。ドイツの学説も指摘するように，出生前に子の養育を放棄したいという実親の真意を改めて考え直すべきであろう。さらに，出生前の養子縁組は，何よりも生まれてきた子と養親との相性を判断すること，すなわち，マッチングの視点を欠いている点に問題がある。子にとって，養親は誰でもよいわけではない。たとえ新生児であっても，この点を考慮する必要性は大いにある。

2．同意に関連する事例

わが国の民法は，特別養子縁組に対する実親の同意について，とくに方式を定めておらず，その撤回についても規定していないが，家裁の審判が確定するまでは，撤回が可能であると解されている³⁸⁾。しかし，撤回がなされる場面では，そもそも同意の確認に不十分な点があったのではないかという疑いがある。

たとえば，里親会のあっせんにより，養親候補者に子を引き渡したが，特別養子縁組の申立後に実母が同意を撤回した，という事案がある。家裁

37) 床谷文雄「養子法（特集：家族法改正 婚姻・親子法を中心に）」ジュリスト1384号（2009年）52頁以下。

38) 東京高決平成元年3月27日家月41巻9号110頁，東京高決平成2年1月30日家月42巻6号47頁。さらに，大森・前掲注34) 615頁および同所掲載の文献参照。

では、子を実母に戻すことは子の利益を害するとして、例外的に同意が不要である場合に該当すると判断したが、高裁は、例外に該当するか否かに疑問が残るとして、原審に差し戻す決定をした³⁹⁾。原審および抗告審における裁判所の判断は、実親の同意要件の例外に関する民法817条の6ただし書の解釈を中心とするが、本稿のテーマとの関連では、認定事実に重要な問題が隠されている。

両裁判所の認定を総合すれば、子は、平成12年1月1日に生まれた後、里親会のあっせんにより、同月24日には、養親となるべき夫婦に引き渡された。出生後約3週間である。しかも実母は、特別養子縁組に対し消極的であったが、父とされる夫は、本当は自分の子でないと考え、積極的であり、かつ、母の実父母(子からみれば母方の祖父母)の説得もあって、実母は渋々同意したと認定されている。さらに、平成13年9月27日、実母は、家裁の調査官に対し、同意の撤回を伝えており、後に書面も送付している。この時点では、子は、まだ2歳になっていない。しかし、家裁の審判が下されたのは、平成14年9月27日であり、子は、すでに2歳9か月になっていた。

ここには、少なくとも2つの問題点がある。第1に、認定事実からは、子の出生後直ちに、あるいは出生前から、実母に同意を迫る圧力が加えられていた疑いがある。そして、実母の同意が確定的であると言えないにもかかわらず、出生から3週間後には、養親候補者に子が引き渡され、同意を撤回し難い環境が作られている。同意の撤回は、1年9か月後であるが、かような状況を考えれば、撤回が遅れたことは、やむを得ないと思われる。

第2に、養子縁組に対する同意の撤回には、通常、養親候補者に対する子の監護養育の委託の撤回も含まれると解されるが⁴⁰⁾、家裁の認定によ

39) 長野家松本支審平成14年9月27日家月55巻6号116頁, 東京高決平成14年12月16日家月55巻6号112頁。

40) 養子縁組に対する同意は、子の監護養育の委託とは区別されるが、通常、同時になされるであろう。大森・前掲注34) 611頁, 615頁参照。撤回も、通常は

れば、実母が子の引取りを先延ばしにしているという。しかし、ここでは、同意（委託）の撤回および子の引取りという2つの問題が混同されている。実母による子の引取りが困難であるならば、児童福祉法上の要保護児童の保護措置がとられるべきであり⁴¹⁾、同意（委託）が撤回されたにもかかわらず、養親候補者のもとに子を留まらせる理由はない⁴²⁾。

以上のように、実母の同意の確認が不十分であったことから、様々な問題が派生することは明らかであるが、本件は氷山の一角にすぎないと思われる。極端な場合は、子の出生前に同意をさせ、病院から直ちに養親候補者へ子を引き渡し、養子縁組の手続が開始されることもあり、実母が自らの真意を貫き、同意を撤回することができるケースは、決して多くないであろう。

さらに、同意の確認が不十分であり、後に撤回がなされた場合は、何よりも子の利益を大きく損なうことになる。高裁決定も、原審判を取り消し、審理を差し戻すにあたり、次のように述べている。「付言するに、差し戻し後の原審における審理の結果、仮に本件特別養子縁組が認められないと判断される場合において、事件本人が相手方らのもとで3年近く監護され、既に心理的な親子関係が成立している事実があることから、事件本人の監護環境を急激に変化させることが福祉上好ましくないことは明らかであり、事件本人の監護養育を原告人に移行するに当たっては、関係者全員が一致協力し、事件本人の福祉が損なわれることのないよう適切な方策が講じられなければならない」。

だからといって、実母の同意を十分に確認しないでおきながら、同意を

同時になされると解するのが自然である。

41) 保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童は、要保護児童とされ（児童福祉法6条の3第8項）、要保護児童を発見した者は、児童相談所などに通告する義務がある（同法25条本文）。そして、通告を受けた児童相談所は、都道府県知事に報告をしたうえで、乳児院への入所などの保護措置をとる（同法26条1項1号、27条）。

42) 我々の養子縁組あっせん法試案は、あっせんに対する同意が撤回された場合の措置について、詳しく規定している。前述・注4)参照。

撤回すべきでないというのは、本末転倒である。何よりも、十分な熟慮期間を与え、同意が真意に基づくことを確認するのが、本来の立法のあり方と思われる。

3. 厚労省の通知

以上のように、わが国の民法の解釈として、特別養子に対する実親の同意は、子の出生前になされた場合、無効と解されるし、また出生後であっても、十分な熟慮期間を置かない場合は、弊害が多い。それにもかかわらず、厚労省は、かような早い時期における同意を推奨する通知を出している。

この平成23年7月27日の厚労省通知は⁴³⁾、虐待による子どもの死亡事例に関する第7次報告において、日齢0日児の死亡事例が多いという事実が明らかになったことを踏まえ⁴⁴⁾、各相談窓口に対し、出産前相談に応じるよう求めることを主たる目的とするものである。ただし、児童相談所に求められる役割について、「出生後の養育が困難と見込まれる場合には、養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度などについて説明し、同意を得ておくなどの早期対応が必要である」とする。ここでいう同意が民法上の特別養子縁組の成立に対する同意を意味するのか否かは、必ずしも明らかではないが、仮にこれを意味するとしたら、法律的に無効と解される同意を推奨していることになる。ドイツ民法の立法理由書もいうように、カウンセリングと養子縁組に対する同意は、明確に区別すべきである。

さらに、出生前の同意を求める理由は、日齢0日児の死亡事例が多いことだけではないようである。通知に先立つ同年1月28日の厚労省会議で

43) 「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」雇
児総発・雇児福発・雇児母発第727001号。

44) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第7次報告)」(2011年)
34頁以下。

は⁴⁵⁾、「新生児里親委託の実際について(愛知県)」と題する資料が配布されている⁴⁶⁾。これは、特別養子縁組を前提として、新生児を病院から直接に里親へ委託する制度を実践してきた愛知県の例を紹介し、若干のコメントを加えたものである。

事例の紹介では、実母の同意が慎重に確認されているように読めるが、結局のところ、子は、出生から5日後の退院と同時に、養子縁組を前提として里親に引き取られており、同意は、遅くともその頃までに得ることになる。しかも、「この方法は、妊娠中の女性が安心して出産を迎えることができるとともに、迎える里親側も自然に親子関係を紡ぐことができ、赤ちゃんは生まれたその日から、少なくとも数日中に愛着の対象を持つことができるという利点を持つ」とされている。

ここで「愛着」という用語が当然のように使われているが、生まれた直後に温かい家庭で愛情を受けて育つのが子の幸せである、というように専ら情緒的な意味でとらえられているようである。これは、「愛着」という言葉の語感にもよるのであろう。

そこで、最近の臨床心理学の分野では、むしろ本来の「アタッチメント」という用語が使われている。アタッチメント理論の提唱者であるボウルビーは、「ヒトは生物学的に養育者にくっつくように生まれてくる、つまり人間の基本的欲求としてアタッチメントはあるのだと説明している。また、養育者とは多くの実態では母親であるのだが、アタッチメントは血縁関係とは無関係に、継続的に養育に責任を持って関わる特定の他者との間に形成される。そして、この理論の中心は、『恐れ』の調節にある」とされる⁴⁷⁾。

45) 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「第1回児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会議事録」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000013azi.html> (2013年9月25日閲覧)。

46) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011cpd-att/2r98520000011dif.pdf> (2013年9月25日閲覧)。

47) 数井みゆき編著『アタッチメントの実践と応用 医療・福祉・教育・司法現場からの報告』(誠信書房, 2012年) 3頁。アタッチメントは、乳児だけでは

アタッチメントは、子が生まれた後、次第に形成されるものであり、出生直後すぐに特定の人との間に出来上がるものではない。臨床心理学の研究によれば、満1歳までには、アタッチメントの個人差が明確になるとのことである⁴⁸⁾。

その1年間をさらに詳しくみれば、第1段階(0歳～2か月)は、次のように説明されている。「この時期の乳児はまだ、特定の人を選んだり好んだりしないが、生まれた瞬間より、人に関心のある行動をとる。人の顔や声を好む。人とのやり取りを楽しむ。近くにいる人物に対して定位行動(追視する、声を聴く、手を伸ばすなど)や、信号行動(泣く、微笑む、喃語を言う)といったアタッチメント行動を向ける。この時期には、相手が誰であれ、人の声を聴いたり、人の顔を見たりすると泣きやむことがよくある。また、遊んでくれたり、あやしてもらえたりするときには、体全身を使って喜び、興奮を示す」。

これに対して、第2段階は、さらに2か月～6か月と7か月～12か月頃に分けられているが、前者は、次のように説明されている。「第1段階と同様、乳児は誰に対しても友好的に振る舞いやすいが、その一方で日常よく関わってくれる人に対しては、特にアタッチメント行動を向ける。養育者の声や顔に対して微笑んだり、声を出したりする。人物に応じて分化

なく成人についても問題となるが、乳児が感じる恐れは、同書によれば、次のとおり説明されている。「特に、自分で動くことのできない生後半年くらいまでの乳児は、お腹がすいたりのどが渇いたりしても自らミルクや水を得ることはできず、あるいは、暑くて1枚脱ぎたくても脱ぐことができない。そのため、……1回1回の飢えや渴き、体温調節などは危機感を強く喚起し、実際放置されれば死に至る可能性もある。大人なら何でもないことでも、乳児や幼児にとっては危機感をあおられることになる」。そして、この恐れが養育者によって調節されることが繰り返されるなかで、アタッチメントが発達するという。

48) 以下の説明を含め、数井編著・前掲注47)6頁以下。以下の説明では、著者自身が心理学の立場から重要と思われる箇所をゴシックにしたり、下線を引いているが、本稿では、これを省略し、別の観点から独自に下線を引いた。

した反応を示す。」

これらを比較してみれば、2か月を過ぎた頃から、特定の養育者をアタッチメントの対象とすることが分かる。ドイツ民法の1977年改正において、熟慮期間を8週間とした理由と符合している。すなわち、出生直後は、まだアタッチメントの対象が定まっているわけではなく、ようやく2か月頃になって、これが定まってくるとみてよいであろう。そうであれば、アタッチメントを理由として、出産直後の子を里親に委託することの合理性は疑わしくなる。また、出生から5日後の退院と同時に子を引き渡すというのであるから、里親と子の間の相性を確認すること、すなわち、マッチングの開始が早すぎると思われる。マッチングの目的を考えれば、まだ特定の人を選んだり好んだりしない時期に、相性を判断すること自体に無理がある。

残るは、実母が安心して出産を迎えることができるという理由であるが、これについても、出産前の母の意思を性急に確定させることは疑問である。さらに、里親が自然に親子関係を紡ぐことができるという点は、とくに違和感がある。ドイツの議論でも、熟慮期間を定めるにあたり、養親の利益を考慮すべきであるという主張は見当たらない。あるいは、前述の胎児養子縁組も、養親の利益を重視したものであるとすれば、特別養子縁組の趣旨および目的から大きくかけ離れることになるであろう。

IV. おわりに

以上により、ドイツでは、心理学の成果も取り入れながら、養子縁組に対する同意時期の制限が設けられたのに対し、わが国では、かなり感覚的に、かような制限は不要であると考えられてきたように思われる。ただし、ドイツにおいても、同意時期を制限する規定を民法に置きながら、養子縁組あっせん法には、必要があれば遅滞なく準備に入る規定が置かれ、準備の開始が早すぎることにより、民法の規定が空文化するおそれが指摘されているにもかかわらず、養子縁組あっせん法自体の改正はなされてい

ない。

わが国では、民法に同意時期の制限に関する規定が置かれていないが、むしろ養子縁組あっせん機関の義務として、「児童の出生後2月を経過するまでは、同意を得ることができない」という規定を置いた養子縁組あっせん法を制定することにより⁴⁹⁾、実質的に養子および実親の利益を守ることができると思われる。すなわち、仮に児童の出生から2か月を経過する前に、養子縁組に対する同意を含むあっせんに対する同意がなされた場合、養子縁組に対する同意の私法上の効力は否定されないが、あっせんに対する同意を得た養子縁組あっせん機関の行為は、行政処分の対象となり、改善命令や許可の取消しなどの措置がとられる⁵⁰⁾。

さらに本試案では、あっせんに対する同意を得たからといって、直ちに児童を養親希望者に引き渡すのではなく、まずは面会をさせるに留めるべきであるとされている⁵¹⁾。これは、あっせん機関の職員が児童の反応などを観察して、慎重に相性を判断すること、すなわち、マッチングを行うためである。かようなマッチングは、大人の視点ではなく、あくまで児童の視点に立って、何度か繰り返す必要がある。試験養育は、面会の結果が良好であり、かつ養親希望者から試験養育などの同意書が得られた後に開

49) 我々の養子縁組あっせん法試案は、児童福祉法を補う社会法的性質を有することから、「子」ではなく「児童」という用語を使っており、その児童とは、18歳未満の者を意味する(試案2条1号)。奥田ほか・前掲注1)63頁参照。

50) 試案16条,17条。奥田ほか・前掲注1)83頁以下参照。

51) 現在の試案では、「児童相談所または民間あっせん機関は、父母などの同意を得なければ、児童を養親希望者に面会させてはならない」とされているが(試案29条2項)、たとえば、「児童相談所または民間あっせん機関は、父母などの同意を得た場合に限り、児童を養親希望者に面会させることができる」というような文言に修正することが考えられる。規定の趣旨については、奥田ほか・前掲注1)101頁参照。なお、民法でいう「養親となる者」は、養子縁組あっせん法試案では、「養親希望者」と称している。これは、養子縁組によって養親となることを希望する者をいう(試案2条2号)。厚労省の通知などは、「養子希望者」という用語を使っているが、人身売買のイメージがあるので、不適切であると判断した。奥田ほか・前掲注1)64頁脚注 参照。

始される⁵²⁾。

児童が養親希望者に引き渡されるのは、出生から3か月以上過ぎた頃になるかもしれない。ましてや、最初の養親希望者との面会の結果が芳しくなく、他の希望者と改めてマッチングを開始した場合は、さらに遅くなるであろう。しかし、特定の養育者とのアタッチメントは、生後2か月から6か月にかけて、徐々に形成されるのであるから、拙速は避けるべきである。むしろ生後2か月を過ぎて、アタッチメントの対象を特定できるようになってから、マッチングを開始すべきであろう。この時期がマッチングにとってベストであるか否かは、なお慎重な検討を要するが、少なくともアタッチメントの対象がまだ特定されない時期よりもベターであることだけは、間違いないであろう。

だからといって、あっせん機関は、子の出生から2か月まで何も行わなくてよいわけではない。実父母などへのカウンセリングは、子の出生前からでも開始されるべきである。本試案は、カウンセリングについて、その対象者を「児童の父母（児童の出生により当該児童の父母となるべき者を含む。）」と規定しており、子の出生前にでも開始すべきであることは分かるようになっているが⁵³⁾、「カウンセリングは、子の出生前といえども、これを開始することができる」というような明文の規定を別途に設けることが考えられる。また養親希望者は、養育の経験がないもの、不妊治療の失敗などにより精神的なダメージを受けたものなどが含まれ⁵⁴⁾、かつ、養子の養育は、実子の養育とは異なる面があるので、養子縁組あっせんの申込みがあった時点から、カウンセリングにより、養親として相応しい資

52) 現在の試案では、文言上、養親希望者から試験養育などの同意が得られたことだけを引渡しの要件としているが（試案30条2項）、面会の結果も、明文の規定により、要件に加えるべきである。

53) 試案24条。奥田ほか・前掲注1) 88頁以下参照。

54) 臨床心理学を専門とする近藤清美教授（北海道医療大学）は、かような理由から養親希望者の側のアタッチメント表象が心配であるという（2013年8月27日衆議院第一議員会館におけるインタビュー）。

質を身につけるような指導をすることも重要となるであろう⁵⁵⁾。

要するに、子の出生前のカウンセリング、子の出生から2か月を経過した後の実父母の同意および面会、面会の結果が良好であることなどを確認した後の試験養育、かような流れが明確になるように規定すべきであると思われる⁵⁶⁾。これにより、特定の養育者とのアタッチメントの形成に間に合うように、マッチングや試験養育を開始することができ、かつ、実父母にも十分な熟慮期間が与えられることになるであろう⁵⁷⁾。

これは、実父母の側が早く児童を手放したがったり、養親希望者が早く児童を引き取りたがるというような理由によって、左右されるべき問題ではない。実父母の同意が不確実なまま表示され、後に撤回された場合、最も不利益を被るのは、児童本人であるからである。

55) 奥田ほか・前掲注1) 91頁では、試案25条の解説として、申込時点における養親希望者を基準として、適格性が判断されるかのように書いたが、むしろカウンセリングの対象には、養親希望者も含まれており(試案24条)、同書89頁に書いた養育能力の確認は、申込時点だけを基準とすべきではない。

56) ただし、養子縁組あっせんの対象は、18歳未満の児童であり(試案2条1号)、新生児だけを対象としているわけではない。わが国では、養子縁組あっせんといえ、新生児だけを念頭に置くことが多いように思われるが、米国では、年長児童のあっせんが増えており、わが国においても、今後の検討課題であると言える。奥田ほか・前掲注1) 152頁参照。

57) この期間中は、原則として新生児を実親から引き離すべきではないこと、実親が養育できない場合は、児童相談所に通告すべきであること、実親などからの委託があった場合は、養育を引き受けるべきであることなどは、本試案の全体から明らかであると思われる。奥田ほか・前掲注1) 86頁以下、102頁参照。とくに児童相談所の保護措置との関係を述べれば、従来は、措置された児童を民間のあっせん事業者に委ねる場合は、通常、措置の解除がなされていたようであるが、本試案では、児童相談所も、養子縁組あっせんの義務を負っており(試案6条)、この義務を果たせない場合は、民間のあっせん事業者と協力するよう努めるべき旨も規定されている(試案4条)。したがって、あっせん行為を民間事業者に委ねた場合も、保護措置を解除すべきではない。奥田ほか・前掲注1) 67頁参照。しかし、この点について、現在の試案では、明文の規定を欠いているので、新たに規定を設けることが望ましい。

特別養子縁組に対する実親の同意時期に関する考察

現在の試案では、児童の出生後3か月を熟慮期間としており、これは、実父母（とくに母）が冷静な判断をすることができるようになる期間としては、適切であったと思われる。しかし、特定の養育者とのアタッチメントの形成時期を考えれば、子の出生から2か月を経過した後の同意が望ましい。以上がドイツ法との比較および心理学の知見から得られた筆者の結論である。

**Wann die Einwilligung in die Adoption von
den Eltern des Kindes erteilt werden kann? :**
Vergleich der japanischen Diskussion zur Begründung vom BGB

Yasuhiro OKUDA

Zusammenfassung

Nach dem japanischen Adoptionsrecht bedürft die Sonderadoption, mit der die Verwandtschaftsverhältnisse des Kindes zu den bisherigen Verwandten erlöschen, der Einwilligung der Eltern (Art. 817-6, S. 1 ZGB), obwohl nicht ausdrücklich vorgeschrieben ist, wann die Einwilligung erteilt werden kann. Die japanischen Autoren stellen die Interpretation dar, dass die Einwilligung vor der Geburt des Kindes unwillig ist. Allerdings ist es kaum diskutiert, ob die Gesetzeslücke über die Bedenkzeit sachgerecht ist. Im Gegensatz dazu schreibt das geltende deutsche Recht ausdrücklich vor, dass die Einwilligung erst dann erteilt werden kann, wenn das Kind acht Wochen alt ist (Art. 1747, Abs. 2, S. 1 BGB). Aber beim Inkrafttreten von 1900 des BGB wurde es nur vorgeschrieben, dass die Einwilligung der Eltern erforderlich ist, was dem geltenden japanischen Recht ähnlich war. Die Bedenkzeit wurde erst 1962 reguliert und dabei nicht als acht Wochen sondern als drei Monate festgesetzt.

Der vorliegende Aufsatz betrifft zuerst die Frage dahingehend, warum die Bedenkzeit im deutschen BGB überhaupt als unentbehrlich beurteilt und später von drei Monate auf acht Wochen verkürzt wurde. Dann werden die verschiedenen Vorgänge in Japan überprüft: die parlamentarische Debatte bei der Einführung von 1988 der Sonderadoption in japanisches Recht, die wissenschaftliche Diskussion über die Interpretation und die Gesetzesreform, die bei uns nur wenig gefunden ist, die Problematik in einem Gerichtsfall über Adoption, wo die Einwilligung der Mutter gleich nach der Geburt des Kindes erteilt und später widerrufen wurde, die Mitteilung von 2011 des Ministeriums für Gesundheit, Arbeit und Wohlfahrt, nach der die (zivilrechtlich ungültige) Einwilligung vor der Geburt des Kindes empfohlen ist. Zum Schluss wird der Zusammenhang der

特別養子縁組に対する実親の同意時期に関する考察

Einwilligung zur Praxis der Adoptionsvermittlung nach dem geplanten japanischen Gesetz erläutert.